

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4014
19年12月10日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

帰ってきたアマゾン

おはようございます。

12月に入り残すところ3週間となりました。郵便関係では人手不足の中、繁忙期を迎えています。インフルエンザが流行の兆しを見せ、集配部でもインフルエンザに感染し、仕事を休んでいる社員もいます。疲れが溜まれば病気に対する抵抗力が無くなります。この時期の体調管理は特に気をつけましょう。

12月1日からお歳暮ゆうパック繁忙がスタートしました。現場ではお歳暮ゆうパックはさほど多くはないがアマゾンゆうパックが多いと言う話を耳にします。先月11月下旬よりデリバリープロバイダに流れていたアマゾンゆうパックが日本郵便へ帰ってきました。デリバリープロバイダとはヤマト運輸、佐川急便、日本郵便以外の配送業者の集合体の事で長崎でもアマゾンの荷物のみを配達する配送業者をよく見かけます。

12月の繁忙期を迎えるにあたって、1業者に荷物が増えれば遅配などが発生します。アマゾンも荷物の調整を行う為に日本郵便のゆうパックとの再契約に踏み切ったのでしょうか。

アマゾンゆうパックは以前と同じで午後から到着する当日便です。引き受け個数は日によって変動がありますが、当日の期日指定があるので必ず配達しなければならず、最優先の取り扱いとなっています。



このアマゾンの荷物に関して言えば、ゆうパケットも大きな負担となっています。右肩上がりに増え続けるゆうパケットに於いてアマゾンゆうパケットも例外ではありません。基本は翌日への配達は許されず、出勤者が少ない日曜日などは書留よりもアマゾンゆうパケットの配達を優先させなければなりません。

また、今年の6月より配達日時指定も始まり、配達完了したら「すぐ携帯端

未送信をするか、送信できない状況なら課長配達完了の報告をする」など特別扱いです。



アマゾンゆうパックの引き受けは繁忙期の期間の一時的なものなのかは分かりませんが今年の年繁に於いては人手不足も重なり、大きな負担になっていることには間違いありません。

ながら運転罰則強化

運転中に携帯電話を操作する「ながら運転」を厳罰化する改正道路交通法が12月1日に施行され、スマートフォン画面を注視したり、手に持って通話したりしながらの自動車運転に対する罰則が強化されました。

普通車では反則金がこれまでの6000円から1万8000円となり、違反点数は1点から3点となりました。

また、交通の危険を生じさせた場合の違反点数は2

点から6点となり即免許停止となります。ながら運転の対象となる行為は通話と注視です。

通話に関しては手に持った通話はアウトですがハンズフリーでのヘッドセットやイヤホンでの通話は道路交通法では対象外なのでセーフ(都道府県の条例では違反の可能性もある)。

注視に関してはどのくらいの時間が注視に該当するのかは道路交通法の条文では明確に定義がありません。2秒以上はアウトで1秒ならセーフなのか？1秒注視しても事故は起こる可能性はあります。取り締まりの基準は現場の警察官の判断になる可能性が高いです。



では、車が赤信号などで停車している時に通話や注視といった行為を行った場合は対象となるのでしょうか？道路交通法では「自動車で停止しているときをのぞき」となっているため赤

信号などで完全に停止していれば問題はないみたいですが、少しでも車が動いたり、前の車が青信号に変わったり発進したのにそのままマホを注視していた場合などは取り締まりの対象となる可能性があります。



今回の罰則強化の目的はながら運転での事故の撲滅です。アウトかセーフかではなく、事故を防ぐためにも車に乗ってエンジンをかけたら携帯電話の使用は控えてほうが良いかと思えます。

支部忘年会

12月14日(土) 19時より居酒屋「珠々」で支部忘年会を開催します。会費は正社員、退職者は4000円、非正規社員は3000円です。参加者は現在集約中です。繁忙期真っ只中での開催ですが出来るだけ都合をつけて参加しましょう。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を主眼の正社員化を。

ゆとり、均等待遇を。

なにより差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利した。